

鳥取縣公報

規則

◇鳥取縣規則第八号

昭和二十四年二月鳥取縣規則第十一号鳥取縣水産製品検査規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

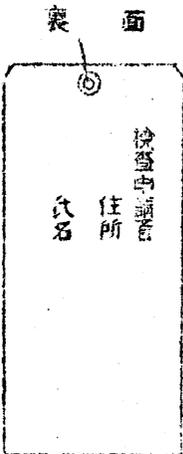
別記第四号様式及び第五号様式、第六号様式の(向並びに第九号様式を次のように改める。

第四号様式(厚質紙)検査証票



縦三寸四分
横一寸九分
文字及びその
表面は黒色とし
三分の下部に赤
色を付す

第五号様式(ゴム製)検査印



円の外径
一寸三分



昭和二十五年二月七日
第二千八百十二号
火曜日

本書はサハ國定規格A五判

第六号様式の例

ねり製品

(等級)

検査年月日
年 月 日

鳥取縣

縦 三纏
横 二纏
地色 白

第九号様式

鳥取縣水産製品検査之証

第号様式
に依る等級
印押箇所

種 類	製 造	重 量	正味重量	生 産 者 住 所 氏 名
縦十二纏	年 月 日	量		
横六纏				

附 則

この規則は公布の日から施行する。
但し、第四号様式にあつては当分の間従前の様式をもつて、これに替えることができる。

鳥取縣規則第九号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第五十八号鳥取縣漁業取締規則第一條第一項第二十号の次に左の一号を加える。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

二十一棒受網漁業(火光、その他の照明を利用するもの。)

鳥取縣規則第十号

昭和二十三年七月鳥取縣規則第四十四号水利使用料徴收規則の一部を次のように改める。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第二條中 「常時理論馬力一馬力に付年額參拾六円」を「常時理論馬力一馬力に付年額九拾円」に「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額拾八円」を「常時理論馬力と最大理論馬力との差一馬力に付年額四拾五円」に改める。

附 則

この規則は公布の日から施行し昭和三十四年十二月一日から適用する。

鳥取縣規則第十一号

昭和二十二年政令第三百二十七号地方公共団体手数料令に基き指定飼料購入予備登録確認手数料徴收規則を次のように定める。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

指定飼料購入予備登録確認手数料徴收規則

第一條 飼料配給規則第十二條に基く飼料の販売業者の指定を受けた者は、この規則の定めるところにより、指定飼料購入予備登録確認手数料(以下手数料という。)を納付しなければならない。

住 所

八頭郡太御門村大字殿四九八七
鳥取市大覚寺一八
岩美郡面影村大字雲山四〇
西伯郡庄内村大字富長七四六

氏 名

大御門村農業協同組合
美保村同
面影村同
庄内村同

告 示

鳥取縣告示第五十一号

肥料取締法第二條の規定により次の者に肥料売買営業を免許した。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

代 表 者 名

永 江 輝 美
漆 原 健 治
今 井 岩 造
船 原 由 光

- 八頭郡若櫻町大字若櫻 若櫻町同
- 西伯郡法勝寺村大字法勝寺 法勝寺村同
- 八頭郡下私都村大字大坪五三四 下私都村同
- 氣高郡豊実村大字大桶五二四ノ一 豊実村同
- 鳥取市西品治二二二ノ一 富桑村同
- 八頭郡八上村大字曳田一八六ノ一七 八上村同
- 西伯郡大高村大字尾高一三八五 大高村同
- 氣高郡松保村大字布勢二七九 松保村同
- 東伯郡倉吉町大字東仲町二五七四 桑田 純之輔
- 同下中山村大字赤坂三四〇ノ一 林原 福治郎
- 八頭郡用瀬町大字用瀬三六八 笹川 敏己
- 米子市立町三丁目一九 河端 良一
- 鳥取市吉方七八四ノ一 鳥取市農業協同組合
- 岩美郡大茅村大字栃本四七七ノ二 大茅村同
- 西伯郡淀江町大字淀江五三七ノ一 淀江町同
- 氣高郡鹿野町大字鹿野二四二六 阪田 初造
- 西伯郡縣村大字福方一六九 新生農業協同組合
- 八頭郡若櫻町大字糸白見 糸白見同
- 中田 吉雄
- 杉山 重治
- 山本 一三
- 木下 繁美
- 谷口 茂樹
- 鳥越 政憲
- 伊達 重政
- 福田 定夫
- 小谷 忠太郎
- 野津 八洲範
- 角 愛吉

鳥取縣告示第五十二号

昭和二十五年二月十五日現在鳥取縣内に居住する保健婦、助産婦、看護婦は別記様式による申告書を昭和二十五年三月一までに管轄保健所を経由して知事に提出せられた

(様式)

申告書

昭和二十五年二月十五日現在

昭和二十五年二月七日

鳥取縣知事 西尾 愛治

備考	履歴するに業職			資格取得方法	資格及びその取得年月日	免許官庁	免許(登録)年月日	免許(登録)番号
	種別	種別	種別					
	看護婦	助産婦	保健婦					
	学校	学校	学校					
養成所	養成所	養成所	養成所	養成所	養成所	養成所	養成所	養成所
試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験	試験
設置主体	設置主体	設置主体	設置主体	設置主体	設置主体	設置主体	設置主体	設置主体
官職名	官職名	官職名	官職名	官職名	官職名	官職名	官職名	官職名
住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所	住所
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
学籍	学籍	学籍	学籍	学籍	学籍	学籍	学籍	学籍
勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先	勤務先
卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業	卒業

00796

選舉管理委員會告示

鳥取縣選舉管理委員會告示第三号

政治資金規正法第十二條及びこれを準用する第十八條の規定により提出された報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長

上

根

政

幸

- 一、種類 政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨
- 二期間 自昭和二十四年九月一日至昭和二十五年二月三十一日
- 三、報告書の要旨

政党、協会その他の団体名	寄附及び収入又は寄附の総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		支出総額		一件千円以上の寄附		一件五百円以上の寄附		報告書受理年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
救国青年連盟鳥取縣支部	1	3,210.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	3,210.00	1	1,000.00	1	1,000.00	昭和二十五年二月一日
国民協同党鳥取縣支部	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
社会革新党鳥取縣連絡準備会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
ソ連婦孺若者生活擁護同盟鳥取支部	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同

00797

鳥取縣西部産業防衛共同斗争委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
鳥取縣中部労働組合協議会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
鳥取縣東部同	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
鳥取縣農業団体協議会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
日本共産党鳥取縣委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 因幡地区委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 東伯地区委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 伯西地区委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 因幡地区縣庁細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 鳥取縣東伯地区西郷細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 東伯地区中配細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 同箕蚊屋細胞群委員会	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 縣村細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 大篠津村細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 東伯郡赤碕地区細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 鳥取縣因幡地区安部細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同
同 外江細胞	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	1	1,000.00	同

支	出	支	出
(一)	支	(二)	支
政党、協会その他の団体名	支出の総額	件数	支出の目的
1、鳥取縣農業団体協議会	一一、七二〇円〇〇	四	事務費
	四一、三六〇、〇〇	四	旅費
4、日本共産党伯西地区委員会	一三、五一〇、〇〇	六	アカハタ米子分局
	二、四〇〇、〇〇	一	三由 保 工具 同車尾
	三、一〇〇、〇〇	一	森下 良夫 書記 同中町
	六、六〇〇、〇〇	三	人民文庫 同立町
5、日本社会党鳥取縣支部連合会	一、五〇〇、〇〇	一	アカハタ箕蚊屋分局 西伯郡縣村
6、日本社会党米子支部	二、五〇〇、〇〇	一	妹尾 三男 縣會議員 米子市弥生町
	五〇〇、〇〇	一	伴藤 一男 全專勞組支部長 同勝田町
	五〇〇、〇〇	一	戸田 義人 米協理事 同東福原
7、日本社会党東伯郡支部	一、〇〇〇、〇〇	一	河崎 巖 鉄道員 東伯郡上井町
8、民主自由党鳥取縣支部	五〇、〇〇〇、〇〇	一	稻田 直道 代議士 鳥取市古市
	五〇、〇〇〇、〇〇	一	徳安 実藏 社長 東京都港区芝白金猿町
9、民主自由党鳥取縣支部因幡部会	二五、〇〇〇、〇〇	一	稻田 直道 代議士 鳥取市古市
10、民主自由党鳥取縣中部会	三、〇〇〇、〇〇	一	門協勝太郎 会社員 東伯郡倉吉町
	一、〇〇〇、〇〇	一	海田 政治 小間物商 同

2、日本共産党鳥取縣委員会	一六、〇〇〇、〇〇	二	印刷費
	二四、〇〇〇、〇〇	一	人件費
	一、八〇〇、〇〇	一	通信費
	二九、五〇〇、〇〇	二五	人件費
	三二、二一六、〇〇	八	党費 (日共中央委員会日共中国地方委員会)
	一三、六一〇、〇〇	七	資料費
	四、〇四五、〇〇	三	交通費
	三二、七二六、〇〇	七	雑支出
	六、一〇〇、〇〇	二	借入金返済
3、日本共産党鳥取縣因幡地区委員会	一六、〇三五、〇〇	九	党費 (日共中央委員会日共縣委員会)
	三二、五〇〇、〇〇	二〇	人件費
	一、七三〇、五〇	一	通信費
4、日本共産党鳥取縣東伯地区委員会	二〇、六三六、〇〇	九	パンフレット代
	七、一七八、〇〇	四	電話料
	一、六六五、〇〇	一	電燈料
	二、四七五、五〇	二	資料費
	七、二五六、四〇	三	党費 (日共縣委員会)
	一、五六五、〇〇	一	借入金返済

00802

5、日本共産党伯西地区委員会	一、五〇〇、〇〇	一	紙代
二四、七八三、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	一	貸付金
三一、五〇〇、〇〇	二四、七八三、〇〇	四	給料
四、九七二、〇〇	三一、五〇〇、〇〇	二	人件費
三、六一五、〇〇	四、九七二、〇〇	四	電話料
一、六二〇、〇〇	三、六一五、〇〇	二	文具費
二二、二一四、〇〇	一、六二〇、〇〇	一	寄附 (日共縣委員会へ)
三、一二〇、〇〇	二二、二一四、〇〇	一	党費 (日共中国地方委員会日共縣委員会へ)
六、〇〇〇、〇〇	三、一二〇、〇〇	一	パンフレット代
三七、四〇〇、〇〇	六、〇〇〇、〇〇	三	給与
一、〇〇〇、〇〇	三七、四〇〇、〇〇	三	党費 (日社本部日社中央委員会へ)
一〇、五〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	一	宿泊費
二、〇〇〇、〇〇	一〇、五〇〇、〇〇	六	給与
一、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇	二	家賃
六、〇〇〇、〇〇	一、〇〇〇、〇〇	一	報酬
一、五〇〇、〇〇	六、〇〇〇、〇〇	二	手当
四、〇〇〇、〇〇	一、五〇〇、〇〇	一	演説会雑費
	四、〇〇〇、〇〇	二	廣告費

00803

7、七〇〇、〇〇	七、七〇〇、〇〇	四	会場費
一八、一七一、〇〇	一八、一七一、〇〇	六	会場費及雑費
三七、七七〇、〇〇	三七、七七〇、〇〇	五	宿泊費
五、〇〇〇、〇〇	五、〇〇〇、〇〇	一	座談会費
一〇、七七五、〇〇	一〇、七七五、〇〇	三	雑費
二、三〇〇、〇〇	二、三〇〇、〇〇	一	旅費
五、二九〇、〇〇	五、二九〇、〇〇	一	印刷費
九、六七五、〇〇	九、六七五、〇〇	一	清酒代
一四、〇〇〇、〇〇	一四、〇〇〇、〇〇	一	料理代
二、〇〇〇、〇〇	二、〇〇〇、〇〇	一	事務所費

11、民主自由黨鳥取縣支部因幡部会

12、民主自由黨鳥取縣中部会

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第四号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた日本青年共産同盟因幡地区委員会の解散の際の收支に関する報告書の要旨は左の通りである。

昭和二十五年二月七日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

政黨協會その他の団体の解散の際の收支に関する報告書要旨

一、種 類 政治資金規正法第十七條の規定による報告書

二期 間 自昭和二十五年一月一日
至昭和二十五年一月十日

三、報告書の要旨

政黨協會その他の 團 体 名	寄附及び 収入又は 附入の總 額		一件千円 以上の寄 附		一件五百 円以上の 寄附		支出總額	一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告受理 年月日
	円	件	件	總額	件	總額		件	總額	件	總額	
日本青年共産同盟因幡地 区委員会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和二五 一、二六	

公 告

◇資格審査結果公告第五十六号

(自昭和二十五年一月一日
至同 一月三十一日)

昭和二十五年二月二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する
勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補
禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十

十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令
内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の
規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。
二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役
場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなけ
ればならない。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、
次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え、取
り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照
に供し得るように、市町村役場に編つて保存するもの
である。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了し
た者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の閲覧
に供する。
何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧するこ
とが出来る。

四、資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 二九名

非該当決定者 二九名

審査を受けた公職及びその氏名

(イ) 現 職 者

○鳥取縣民生委員

智頭町 河村 頼子 小林 正義 大原 深

大坪富次郎

○縣普通公職者

宇佐美勇藏 西村 一郎 吉田 哲夫

横山 秀晴 茅原 好秀 藤岡 幸男

植田 治子 蔭山 豊 西岡 昌光

祝部 博

○農業共済組合公職者
面影村 川島 克己
(ハ) 昇任又は任命予定者
新たに就こうとする公職及び氏名

○鳥取市人権擁護委員

山根 黎夫

○町村普通公職者

倉吉町 須崎 卓 中村 応夫 光井 賢治

徳山 積 葉狩 茂子 石原 薫

寶木村 竹本 節夫

○町村選挙管理委員

倉吉町 柳川 仁藏 山掛 一男

下中山村 中永 英雄

日置村 中宇地成盈 横川 春雄

○縣普通公職者

山本 好夫

彙報

行旅死亡人(麥死)周知方依頼について
管内東伯郡中北條村長において行旅死亡人(麥死)を次のように取扱つたから心当りの向は直接取扱村長に照会するよう貴管内一般に周知方取計い願いたい。

記

一、本籍、住所、氏名、年令、性別、職業

本籍、住所、氏名 不詳

年令、性別 推定三十六才位の男

職業 漁業と推定される

二、死亡の場所

東伯郡中北條村大字国坂海岸に漂着せる漁船内の「魚いかし」の中に入つて死亡していた。

三、死亡の様様

八屯位の漁船が波打際に打上げられ船体の半分は破損し後部の「魚いかし」の中に入り込んで船と離れないようにして死亡していた。

四、死亡年月日

発見当日(昭和二十四年十二月二十六日午後四時)より十日前死亡せるものと推定

五、相貌特徴

身上五尺四寸位頭髮其の他腐敗して不明、入歯なし

六、着衣及び携行品

着衣、白色綿ジャケット一、肌衣一、細紐一、腰巻一、軍手一、

右は漁業中遭難のため船内後部の「魚いかし」の上の穴から入り込んで船と共に昭和二十四年十二月二十六日東伯郡中北條村大字国坂海岸に漂着し打上げられたものと推定せられる

なお死体は同日同村に仮埋葬した

正誤

昭和二十四年十二月二十七日鳥取縣公報第二、〇七四号で告示した縣條例第八十一号中左の通り誤植があるので

訂正する

記

條文 誤 正

第二十一條 日本国有鉄道の線路用地

第二十五條 其他の従業者が、そのが法人 法人

第二十六條 手数料の徴収を免れた者 手数料の徴収を免れた者

第二十八條 許否の処理かあ 許否の処分があるまでは 許否の処理かあ

昭和二十四年二月十八日付鳥取縣公報第九百八十六号で告示した縣告示第八十五号中左記の通り誤植があるので訂正する。

記

頁 行目 誤 正

三六 七 二〇、三三〇 一〇、三三〇